

○南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則

平成18年1月1日
規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例(平成18年南城市条例第107号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置となる相当な期間)

第2条 条例第2条第2号に規定された期間とは、14日間とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める期間とする。

(調査依頼)

第3条 条例第10条の規定による調査依頼は、放置自動車に関する調査依頼について(様式第1号)により行うものとする。

(調査等)

第4条 市長は、条例第11条第1項の規定による調査をしたときは、放置自動車調査書(様式第2号)を作成するものとする。

2 条例第11条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)のとおりとする。

3 条例第11条第4項の照会書は、放置自動車照会書(様式第4号)のとおりとする。

4 条例第11条第5項の警告書は、放置自動車撤去警告書(様式第5号)のとおりとする。

(廃棄物の認定)

第5条 条例第12条第1項の規定による廃棄物の認定は、次に掲げる事項を総合的に勘案して判断するものとする。

- (1) 投棄の意思
 - (2) 主要機能の状況
 - (3) 附属機能の状況
- (廃棄物の認定公告事項)

第6条 条例第12条第2項で定める公告事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の種別
 - (2) 自動車の色
 - (3) 車名
 - (4) 放置された場所
- (所有者等への勧告)

第7条 条例第13条の規定による勧告は、放置自動車撤去勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(措置命令)

第8条 条例第14条の規定による命令は、放置自動車撤去命令書(様式第7号)により行うものとする。

(公告の記載事項)

第9条 条例第15条第1項の公告の事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 6箇月以内に当該放置自動車を撤去する旨
 - (2) 6箇月を経過してもなお放置自動車を撤去しないときは、市長自ら撤去し、処分すること及び撤去処分に要した費用を徴収する旨
- (撤去の期限)

第10条 条例第15条第1項第1号の期間は、6箇月とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成14年佐敷町規則第18号)、玉城村放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則(平成14年玉城村規則第12号)又は大里村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成14年大里村規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年9月30日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

(令3規則48・一部改正)

様式第1号(第3条関係)

第 年 月 日 号

南城市長 殿

住所
氏名

放置自動車に関する調査依頼について

私の管理する土地に放置されている下記の自動車について、所有者の調査を依頼します。

記

- 1 放置された場所
- 2 放置自動車の状況
 - (1) 自動車の種類
 - (2) 自動車の色
 - (3) 放置された期間
- 3 土地の管理方法

様式第2号(第4条関係)

(令3規則48・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

放 置 自 動 車 調 査 書				整 理 番 号		No.	
通報・調査 年 月 日		年 月 日		発見年月日		年 月 日	
通 報 者 発 見 者		住所 氏名 電話					
放 置 場 所		南城市 道路・公園・駐車場・公共の場所等以外・その他()					
現 地 調 査		調 査 日		調 査 者		立 会 者	
		年 月 日					
		年 月 日					
		備考					
放置自動車の 状況		メーカー		エンジン 番 号			
		車 名		登録番号			
		型 式		車台番号			
		塗 色		車検期限			
		その他特徴					
関係機関へ の通報		通 報 日		年 月 日		処 理	
		通 報 先					
所有者照会		照 会 日		年 月 日		処 理	
		照 会 先					
車両所有者		判 明 日		年 月 日			
		住所 氏名 電話				所 有 区 分	
警 告 日		年 月 日		連 絡		有・無	
勸 告 日		年 月 日		連 絡		有・無	
措置命令		年 月 日		期 限		年 月 日	
撤 去 日		年 月 日					
廃 棄 物 認 定 年 月 日				年 月 日			
処分年月日		年 月 日		業者名			

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第	号
	所 属 職 名 氏 名		
上記の職員は、南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第11条第2項の規定により、立入調査を行う者であることを証明します。			
年 月 日			
南城市長			印

(裏)

南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例(抜粋)

(調査等)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による通報及び前条の調査依頼があったとき、その他必要があると認めるときは、当該職員に当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、調査を実施するため必要がある場合は、職員に自動車等が放置されている土地に立ち入り、当該自動車等の調査をさせることができる。

3 前項の規定により調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による調査に当たっては、関係機関への照会その他の方法により、所有者等の確認に努めるものとする。

5 市長は、放置自動車の状況その他の事項を調査したときは、当該放置自動車に警告書を貼り付け、所有者等に適正な処理を促すものとする。

6 第2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第4号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

放 置 自 動 車 照 会 書				
			第 年	月 日
様				
南城市長				印
南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第11条第4項の規定により、次のとおり放置自動車の所有者等を照会します。				
放 置 場 所	南城市			
	道路・公園・駐車場・その他()			
放置自動車の 状況	メーカー		車 名	型 式
	登録番号			車台番号
	その他の特徴			

様式第5号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

放 置 自 動 車 撤 去 警 告 書

この自動車の所有者等は、至急、撤去等の適切な処理をするよう、南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第11条第5項の規定により警告します。
また、この自動車に心当たりのある方は、市役所へ連絡してください。

年 月 日

南城市長

印

連絡先 南城市役所 課
電 話

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

放置自動車撤去勧告書		
		第 年 月 日
住所	様	
南城市長		印
南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第13条の規定により、あなたが放置している次の自動車を直ちに撤去するよう勧告します。		
放 置 場 所	南城市	
放置自動車	車 種	
	登 録 番 号 等	
連絡先 南城市役所 課 電話		

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

放置自動車撤去命令書

第 年 月 日 号 日

住所
名前

南城市長 印

南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第14条の規定に基づき、次のとおり、生活環境保全上の支障の除去等の措置をするよう命じます。

- 1 講ずべき支障の除去等の措置の内容
自動車撤去・処分すること。
- 2 命令の年月日及び履行期限
命令の年月日 年 月 日
履行年月日 年 月 日
- 3 命令を行う理由
自動車が適正に処分されない場合、オイル等が漏れ出し、生活環境上支障が生ずるおそれがあるため
- 4 命令に従わない場合の取扱い
当該命令に従わない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7の規定に基づき、市長自らが自動車を撤去・処分することがある。
また、自動車の撤去・処分に要した経費は、所有者から徴収するものとする。